

# 福島県教育委員会平成27年11月定例会会議抄録

1 日 時	平成 27 年 11 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分
2 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 9 階)
3 出席 委員	高橋委員長、1 番 浅川委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 蜂須賀委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、委員長から 11 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、小野委員、蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第 1 号は、平成 27 年度 12 月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。
	議案第 2 号及び議案第 3 号は、中学生・高校生の国際理解・国際交流論文朝河貫一賞及び科学・技術研究論文野口英世賞の受賞者を決定しようとするもの。
	議案第 4 号から議案第 8 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第 1 号及び報告第 2 号は、市町村立学校教職員及び県立学校教職員の平成 27 年度勤務評定の結果について報告するもの。
	報告第 3 号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>報告第4号は、元県立高等学校生徒による損害賠償請求事件の内容について報告するもの。 ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号以降のすべての議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。 これ以降の審議については、決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(7) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>委員長が、平成27年10月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(8) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p> <p>議 案 第 3 号</p> <p>議 案 第 4 号</p> <p>議 案 第 9 号</p> <p>議 案 第 5 号</p>	<p>平成27年度12月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第1号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成27年度中学生・高校生の国際理解・国際交流論文朝河貫一賞の受賞者について（議案第2号）義務教育課長より、平成27年度中学生・高校生の科学・技術研究論文野口英世賞の受賞者について（議案第3号）高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より生徒に対するわいせつ行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>教育長より議案第9号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。 退職手当の支給について（議案第9号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長より事故の内</p>

<p>議案第 6 号</p>	<p>容について説明があった後、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 6 号）、義務教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より体罰等（不適切な言動）に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後 3 時 1 0 分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(9) 議案審議</p>	
<p>議案第 7 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 7 号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第 8 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 8 号）、高校教育課長より事故の内容について説明があった後、職員課長より法定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(10) 報告事項</p>	
<p>報告第 1 号</p>	<p>平成 2 7 年度福島県市町村立学校教職員の勤務評定について（報告第 1 号）義務教育課長より、平成 2 7 年度福島県立学校教職員の勤務評定について（報告第 2 号）高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、了承した。</p>
<p>報告第 2 号</p>	
<p>報告第 3 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第 3 号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>
<p>報告第 4 号</p>	<p>応訴について（報告第 4 号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>

(11) 次 回 の 日 程

(12) 閉 会

平成27年12月16日(水)午後1時30分に定例会を開会することが決定された。

午後3時44分閉会となった。